【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（外国会社四半期訂正報告書の提出等）

**第十七条の十九**　第十七条の三第四項（第五号に係る部分に限る。）及び第十七条の十七第一項の規定は、報告書提出外国会社が外国会社四半期訂正報告書を提出する場合について準用する。

２　法第二十四条の四の七第十一項において準用する同条第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項を日本語によつて記載したものとする。

一　訂正の対象となる外国会社四半期報告書及びその補足書類の提出日

二　訂正の理由

三　訂正の箇所及び訂正の内容

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】

（改正後）

（外国会社四半期訂正報告書の提出等）

**第十七条の十九**　第十七条の三第四項（第五号に係る部分に限る。）及び第十七条の十七第一項の規定は、報告書提出外国会社が外国会社四半期訂正報告書を提出する場合について準用する。

２　法第二十四条の四の七第十一項において準用する同条第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項を日本語によつて記載したものとする。

一　訂正の対象となる外国会社四半期報告書及びその補足書類の提出日

二　訂正の理由

三　訂正の箇所及び訂正の内容

（改正前）

（新設）